

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 四国道路施設(有)
業者の住所 : 徳島県徳島市多家良町野上96-1
- 2 指名停止措置期間 : 平成23年2月24日～平成23年3月23日(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要
四国道路施設(有)の前代表取締役は、在任時に代表者を務めるホテルにおいて、わいせつ画像であるビデオ等を観覧できる状態にしたとして、わいせつ図画公然陳列により、平成22年12月10日に起訴され、同日罰金の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由
四国道路施設(有)の前代表取締役がわいせつ図画公然陳列の疑いで逮捕され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|----------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内 |

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026